

大阪大学入試に係る問題再発防止対策 検討委員会報告書

平成 30 年 3 月 22 日

大阪大学入試に係る問題再発防止対策検討委員会

目 次

目 次	1
はじめに	2
報 告	4
1. 本事案の概要	
2. 入試に係る事案検証委員会における事案の検証結果	
3. 入試に係る問題再発防止対策検討委員会における「審議に当たってのポイント」	
4. 入試に係る問題再発防止対策検討委員会における「再発防止策」 再発防止策について（概要） 再発防止策の詳細 Ⅰ. 試験問題の作成に関する対応 Ⅱ. 外部等から指摘があった場合の対応 Ⅲ. 入試業務全般を統括したガイドラインの改訂 Ⅳ. 入試業務全般に係るガバナンスの強化	
今後の展望	14
(参 考)	15

はじめに

本学では、平成 29 年度入試に係る採点及び出題の誤りに起因する 30 名の追加合格と 9 名の第一志望学科への合格変更という重大な事案（以下「本事案」と表記）を引き起こした。平成 30 年 1 月 6 日付で公表した文書、「平成 29 年度大阪大学一般入試（前期日程）等の理科（物理）における出題及び採点の誤りについて」において、「再発防止策」について、次のとおり述べている。

【再発防止策】

出題に関しては、従来から行っている、問題作成段階における問題作成責任者、問題作成に関わった教員、問題作成に関わっていない教員による問題案の複数回にわたるチェック及び試験時間中における本学教員によるチェックの確実な実施に加えて、試験終了から合格者判定までの段階で再度のチェックを実施することにより、厳格・厳重な問題の確認・検討を強化し、出題及び採点の誤りの防止を徹底する。

また、本学理事を委員長とする出題検証委員会を設け、出題に関する問題点・疑義の指摘等が外部等からあった場合には、それらの指摘を速やかに共有・集約し、問題作成に関わった者以外の者を含む多様なメンバーにより、迅速に対応・検討する体制を構築する。

大学の入学試験が対応策を講じるべきリスクは 2 つある。1 つは入試問題の外部への漏洩である。もう 1 つは入試問題の不備や誤りである。両方とも、厳正・確実であるべき大学入試の信頼性を著しく損なう点では共通のリスクであるが、防止対策を考える上ではそれぞれ異なる側面を持つことに留意する必要がある。

入試問題の漏洩を防ぐためには、限定されたメンバーによる作題と点検、そのプロセスの共有者の限定といった機密性への配慮が必要になる。他方、入試問題の不備や誤りを防ぐためには、作題や点検のプロセスに対する多角的、多面的視点からの検討が必要になる。したがって、入試問題の作成については、機密性と多面的視点の導入という相反する要請のバランスを考慮した制度設計が求められる。

このたび、本事案の検証を行うため、平成 30 年 1 月 12 日付で「入試に係る事案検証委員会」（以下「事案検証委員会」と表記）を設置し本事案の詳細な検証を実施するとともに、同年 1 月 15 日付で「入試に係る問題再発防止対策検討委員会」（以下「再発防止委員会」と表記）を設置して、本事案のような入試に係る問題の再発防止対策を検討してきた。その結果判明したことは、本学の入試問題の作成や実施の仕組みには、チェック体制に不十分な点があったことに加え、機密性の確保を重視するあまり外部からの指摘に適切に対応できない点があったということである。

そこで、今後の入試問題の作成上の過誤に対しては、以下のような「未然防止」と「早期対応」という2つの方針で臨むことにより、今回のような事案の再発を防ぐことにしたい。もとより、入学試験問題の過誤を完全に防ぐということは、人間の営みである限りにおいて、達成の困難な目標ではある。しかし、それに向けて、最善の努力を尽くすことは可能であり、また必要なことである。

第一に、入試問題の不備や誤りを未然に防止するために、多面的・重層的な牽制システムを構築する。これは、「問題作成から試験実施まで」、「試験当日」、「試験終了から合否判定まで」の3つの時期に対応して、学内における牽制システムによるチェック、学外の知見を活用した牽制システムによるチェックを組み合わせることにより、入試問題の不備や誤りを最小限にし、受験生への不利益を防ぐための取組である。同時にこれは、機密性の確保に偏っていた本学の入試問題の作成体制に、機密性を犠牲にすることなく、多面的視点を導入するための試みと言える。

第二に、入試問題の不備等についての外部からの指摘に組織的に対応する仕組みを構築する。今回の事案で、複数回の指摘がありながら、それに迅速に対応できなかったことへの反省を踏まえ、入試委員会の下に平成30年1月15日付で「出題検証小委員会」を常設し、試験終了後に外部からあった指摘を集約・共有するとともに、誤りがないか等を迅速に検証する体制を整備した。

これらの方針を着実に実行していくためには、総長の下で、本学の入試制度全体を統括するガバナンス体制の構築が不可欠である。これを実現するため、入試を担当する副学長職を新たに設け、本学の入試業務全般に係るガバナンス体制を強化するとともに、迅速かつ組織的な業務遂行を推進し、より厳正・確実な入試実施体制を構築する。

報 告

以下に、「事案検証委員会」における検証結果を踏まえ「再発防止委員会」がとりまとめた再発防止策について、報告する。

1. 本事案の概要

(採点・出題の誤り)

本学の平成 29 年度大阪大学一般入試（前期日程）等の理科（物理）において、出題及び採点に誤りがあったことが平成 29 年 12 月に判明し、改めて採点及び合格者判定を行った結果、新たに理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、基礎工学部の計 30 名を合格者とした。

また、理学部、工学部、基礎工学部の第 2 志望学科に合格し本学に在学している学生の中に、第 1 志望学科に合格している者が 9 名いることが判明したため、新たに当該 9 名を第 1 志望学科の合格者とした。

(発見から対応までの遅れ)

平成 29 年 6 月に「物理教育を考える会（大学入試問題検討会）」の会員から、その後、同年 8 月に外部の方から、それぞれほぼ同様の誤りの可能性を指摘されたが、外部からの指摘に対する組織的対応の仕組みを構築していなかったことから、適切な対応ができなかった。

2. 入試に係る事案検証委員会における事案の検証結果

「事案検証委員会」では、以下の 3 つの観点から本事案の検証が行われた。

- (1) 入試問題の作成について
- (2) 入試問題に対する外部からの指摘への対応について（その報告・連絡・相談・問題共有等を含む）
- (3) 入試問題に関する誤り判明後の対応について（その報告・連絡・相談・公表へのプロセス等を含む）

「事案検証委員会」の報告書では、これら 3 つの観点に係る検証結果を踏まえて 5 つの提言がとりまとめられている。以下に、提言を記し、それに対する「再発防止委員会」としての対応を、7 ページ以降に記載の再発防止策の番号で示す。詳細は番号で示した各該当箇所を参照されたい。

1. 入試出題・校正・採点等に係る体制、とりわけ各委員、科目責任者の選出に関する「慣例」の見直しを行う。
⇒ (対応) Ⅲ、Ⅳ

2. 入試業務の機密性と専門性を尊重しつつ、誤りの疑いが生じた場合、問題作成の関係者がその疑念を共有する。
⇒ (対応) I. 2. ③、Ⅲ、Ⅳ

3. 外部指摘に係る報告・連絡・相談に関し、大学としてのルールを早急に明文化し、学内に周知徹底する。
⇒ (対応) Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ

4. 入試問題に対して、その作成・校正過程のみならず、入試実施日以降を含めて、大阪大学内部における「外部の眼」を実質的に確保する。
⇒ (対応) I. 2. ③、I. 3. ④、I. 4. ⑤、Ⅲ、Ⅳ

5. 毎年全ての教科の問題作成・校正・採点等の入試業務において、問題作成・校正委員は、採点終了後に当該年度の入試業務全体を検証し、報告書にまとめて入試委員会委員長に提出し、次年度への引き継ぎ、全学的な入試業務の改善に生かす。
⇒ (対応) I. 1. ①、I. 1. ②、Ⅲ、Ⅳ

3. 入試に係る問題再発防止対策検討委員会における「審議に当たってのポイント」

「再発防止委員会」では、入学者選抜における出題及び採点の誤り等を防止するための対策について鋭意検討を行ってきた。本委員会における審議に当たっては、以下に掲げる事項をポイント（要点）とした。

1. 諸施策の検討・立案に際しては、まずは、現状（問題作成、試験実施及び試験終了後の各段階）における入試実施体制及び試験問題点検体制の検証を行うこと。
2. その上で、1月12日付けで別途、設置された今回の事案に係る「入試に係る事案検証委員会」における検証結果や、他大学等の事例の調査などを踏まえ、必要となる改善策を策定すること。
3. 改善策については、3月下旬までに取りまとめる予定としていること。またその実行については大学が一丸となって取り組んでいくこと。
4. 現在、進行している平成30年度入試においても、可能なものから、速やかに実行していくこと。
5. 取りまとめた改善策については、入試にかかわる秘匿性に配慮しつつ、公表すること。

4. 入試に係る問題再発防止対策検討委員会における「再発防止策」

「再発防止委員会」では、本年2月25日（日）及び26日（月）に実施した平成30年度一般入試（前期日程）に向けた再発防止の緊急強化策を策定し、その時点で実施可能な新たな取組の導入やこれまでの取組の拡充にすでに着手した。それらの取組は、これまで実施してきた取組を強化し、試験問題を多面的・重層的に点検する体制として、「試験実施前」「試験当日」「試験終了から合否判定までの間」「合格発表後」に、計6つの取組として実施した。

このたび策定した再発防止策は、これらの6つの取組を基本的に踏襲し、さらに新規の取組を加え、見直し拡充する取組、引き続き継続して実施する取組で構成する。

再発防止策の概要は、次ページの表のとおり（詳細は9ページ以降に記載）。

再発防止策について（概要）

I. 試験問題の作成に関する対応

取組 時期	前期日程試験（30.2.25） における緊急強化策	再発防止策 （詳細は別紙）
1. 試験問題作成時	—	①【新規】前年度（過年度）の試験問題モニター調査における学生の意見の活用 ②【新規】試験問題作成アドバイザー制度の創設
2. 試験実施前	従来取組に加え問題作成・校正委員以外の査読委員による緊急点検（1月～2月）	③【拡充策】問題作成段階における査読委員による問題検討（問題の「点検」から内容の適否を含めた「検討」へ取組を拡充し、実施時期を早期化。）
3. 試験当日	従来取組に加え問題作成・校正委員以外の査読委員による試験問題モニター査読	④【引き続き実施】従来取組に加え査読委員による試験問題モニター査読を継続
4. 試験終了から 合否判定までの間	本学学生による試験問題モニター調査の実施と当該学生の意見の問題作成・校正委員へのフィードバックによる次年度試験問題への活用 答案採点委員による採点時における受験生の解答状況（当初想定していない解答の出現等）を踏まえた疑義等の確認 答案採点委員による採点時における全科目での本学の解答例と予備校等の解答速報との照合による疑義等の確認	⑤【引き続き実施】本学学生による試験問題モニター調査の実施と当該学生の意見の問題作成・校正委員へのフィードバックによる次年度試験問題への活用の継続 ⑥【引き続き実施】答案採点委員による採点時における受験生の解答状況（当初想定していない解答の出現等）を踏まえた疑義等の確認の継続 ⑦【引き続き実施】答案採点委員による採点時における全科目での本学の解答例と予備校等の解答速報との照合による疑義等の確認の継続

5. 合格発表後	「試験問題」、「解答例」又は「出題の意図」の本学ホームページでの公表	⑧【引き続き実施】「試験問題」、「解答例」又は「出題の意図」の本学ホームページでの公表の継続
----------	------------------------------------	--

Ⅱ. 外部等から指摘があった場合の対応

試験終了後、外部等から出題に関する問題点・疑義の指摘等があった場合は、入試委員会の下に常設する出題検証小委員会において情報を集約・共有するとともに、誤りがないか等を迅速に検証する。

Ⅲ. 入試業務全般を統括したガイドラインの改訂

各入試業務に係る責任者・担当者の役割や責任を明確にした上で、今回の再発防止策を盛り込む全面的な見直しを行う。

Ⅳ. 入試業務全般に係るガバナンスの強化

総長の下に、入試を担当する副学長を新たに置き、本学の入試に係る業務の実施体制全般の再点検・改善を図るとともに、迅速かつ組織的な業務遂行を推進し、より厳正・確実な入試実施体制を構築する。

再発防止策の詳細

先の前期日程試験における緊急強化策では実施できなかった「試験問題作成時における対策」を加えるとともに、入試業務全般に係る「ガイドラインの改訂」及び「ガバナンスの強化」を図る。

I. 試験問題の作成に関する対応

1. 試験問題作成時の対策

- ① 前年度（過年度）の試験問題モニター調査における学生の意見の活用【新規】
（具体策）

本年2月26日に実施した本学学生による試験問題モニター調査において聴取した学生の意見を入試委員会出題検証小委員会の下で吟味・検討し、問題作成に活用する。

- ② 試験問題作成アドバイザー制度の創設【新規】
（具体策）

入試問題の作成を経験した教員（前年度の問題作成・校正委員など）を入試委員会の下で試験問題作成アドバイザーとして新たに指名し、当年度の問題作成・校正委員に対し、試験問題作成上の引継及び助言を行う。

本アドバイザーは後述する査読委員を兼ねることはできない。

2. 試験実施前の対策

- ③ 問題作成段階における（第一次）査読委員による問題検討の実施【拡充策】
（具体策）

平成30年度一般入試（前期日程）に向けて本年1月～2月に実施した緊急点検の実施時期を早期化するとともに、内容を試験問題の「点検」から、内容の適否を含めた「検討」へと取組を拡充して実施する。

入試委員会の下で、問題作成に関わらない（第一次）査読委員を指名し、試験問題の査読体制を強化することにより、不適切な出題を事前に防止する。

なお、このことにより、平成30年度前期日程試験に向けて特別に実施した試験直前の緊急点検は行わないが、従来から実施している試験問題納品後の完成品点検を引き続き実施し、試験実施に万全を期す。

3. 試験当日の強化策

④ (第二次)査読委員による試験問題モニター査読の実施【引き続き実施】

(具体策)

平成 30 年度一般入試（前期日程）に向けて実施した取組を継続して実施する。

入試委員会の下で、問題作成に関わらない(第二次)査読委員を指名し、試験開始 1 時間程度前から試験問題を実際に解くことによる再点検を実施することにより、不適切な出題を試験時間内に早期発見することで影響を最小限に止める。

4. 試験終了から合否判定までの間の強化策

⑤ 本学学生による試験問題モニター調査の実施【引き続き実施】

(具体策)

平成 30 年度一般入試（前期日程）に向けて実施した取組を継続して実施する。

試験終了から合否判定までの間に、入試委員会出題検証小委員会委員長が指名した本学学生（1 年次生を中心に 1 科目あたり複数の学生が入試時に受験した科目を担当。）が受験生に近い視点で実際に試験問題を解くことにより、問題に不明な点や不備等がないことを再点検する。

これにより、不適切な出題があっても採点時において対処できるようにすることで影響を最小限に止める。

併せて、当該学生から意見を聴取し、問題作成・校正委員にフィードバックすることにより、次年度以降の試験問題の作成に活用する。

試験問題モニター調査の結果や学生の意見は、入試課を通じて入試委員会出題検証小委員会に報告する。

⑥ 答案採点委員による採点時における受験生の解答状況を踏まえた疑義等の確認【引き続き実施】

(具体策)

平成 30 年度一般入試（前期日程）に向けて実施した取組を継続して実施する。

採点時において、答案採点委員が当初想定していない解答が多数見受けられるなどの想定外の現象がないか等の点検を実施する。

これにより、本学の解答例に誤りや不適切な出題があっても採点時において対処できるようにすることで影響を最小限に止める。

- ⑦ 答案採点委員による採点時における本学の解答例と予備校等の解答速報との照合による疑義等の確認【引き続き実施】

(具体策)

平成 30 年度一般入試(前期日程)に向けて実施した取組を継続して実施し、全科目において答案採点委員が本学の「解答例」又は「出題の意図」と予備校等の解答速報を照合する等の再点検を実施する。

これにより、本学の解答例に誤りや不適切な出題があっても採点時において対処できるようにすることで影響を最小限に止める。

5. 合格発表後の強化策

- ⑧ 「試験問題」、「解答例」又は「出題の意図」の本学ホームページでの公表

【引き続き実施】

(具体策)

平成 30 年度一般入試(前期日程)に向けて実施した取組を継続して実施し、本学の「試験問題」、「解答例」又は「出題の意図」を、著作権処理が必要なものを除き、本学ホームページで速やかに公表する。

このことにより、合格発表後であっても試験問題等の情報提供の機会拡大を通じて万一誤り等があっても早期に発見しやすくすること、また、受験生や次年度以降の入学志願者が学習上の参考として活用できること等が期待できる。

II. 外部等から指摘があった場合の対応

試験終了後、外部等から出題に関する問題点・疑義の指摘等があった場合は、これを当該科目・分野の問題作成・校正委員のみでの検討で終わらせることのないよう、入試委員会の下に常設する出題検証小委員会において情報を集約・共有するとともに、誤りがないか等を迅速に検証する体制を整備した。このことは、平成 30 年 1 月 15 日付で入試委員会委員長から各学部長宛に通知している。

外部等から指摘があった場合の手続きについては、以下のとおりとし、事案検証委員会の指摘も踏まえ、学内に再度通知し周知徹底を図るとともに、III. に詳述するガイドラインに明記する。

- (1) 外部から本学の試験問題に対する指摘等を受けた場合は、教員、事務職員ともに教育・学生支援部入試課に連絡し、同入試課は、出題検証小委員会委員長に速やかに報告する。

- (2) 出題検証小委員会委員長は、指摘のあった教科・科目に応じ、当該問題の作成に関わった者及び当該問題の作成に関わっていない者で構成する作業部会を設置する。
- (3) (2) の作業部会では、当該問題の作成に関わっていない者を主査とし、多角的に検証を行い、検証結果を出題検証小員会に報告する。作業部会における検証は、必要に応じて学外の有識者の意見を聴くこととする。

Ⅲ. 入試業務全般を統括したガイドラインの改訂

現在、入試に係る業務は、各業務の単位（試験問題の作成・校正業務、教科・科目責任者(科目ごとの問題作成・校正委員、答案採点委員の責任者)の業務等の各概要及び同実施スケジュールほか) ごとにマニュアルや申合せ等が整備されているものの、問題作成・校正委員等の選出、試験問題の作成、査読、点検及び採点の個々のプロセスに関して、全学的な枠組のもとで各担当者の役割や責任が明確化され、有効に機能する体制として十分に整備されているとは言い難い。この点は、事案検証委員会からも指摘されたところである。

したがって、現行のガイドラインを全面的に見直し、先の前期日程試験において実施した緊急強化策の実施状況や教科・科目の特性を踏まえつつ、前述した再発防止策を盛り込み、各責任者・担当者の役割・責任を明確にした上で入試業務全般を統括したガイドラインとして改訂する。

また、事案検証委員会からの指摘にあるように、試験問題作成段階における漏洩対策、入試データ管理の機密性を十分に考慮した多重的なチェック体制の確保、本学の試験問題に対する外部からの指摘への対応手順、試験の実施に係る留意事項（試験監督要領等を含む）、問題作成・校正委員等の選出方法と次年度入試への引継体制の構築、入試業務に係る実施事務体制等についても、明記するものとする。

Ⅳ. 入試業務全般に係るガバナンスの強化

本事案のような問題の再発を防止するため、総長の下に、従来の教育担当理事・副学長（入試担当を兼務）に加えて、入試を担当する副学長を新たに置き、本学の入試に係る業務の実施体制全般の再点検及び必要な改善を図る。併せて、事務体制についても、本部事務機構教育・学生支援部入試課の業務分担を見直し、係間の連携を一層強化する

ことで、迅速かつ組織的な業務遂行を推進する。

これらにより、本学の入試業務全般に係るガバナンス体制を強化し、より厳正・確実な入試実施体制を構築する。

今後の展望

本事案では、大阪大学は問題の誤りを未然に防げず、また外部の指摘に適切に対応できなかつたため、入学試験を通じて 39 名の受験生、学生の人生に大きな不利益を与えてしまった。本報告書は、二度とこのようなことを起こさないという大学をあげての決意のもとに、再発防止対策を真摯に検討した結果を記載したものである。

今後は本報告書にある再発防止対策を着実に実行するとともに、それにとどまることなく、入学試験の実施体制における事務職員と教員の役割分担のあり方についても見直しを図りたい。また、入学試験のあり方そのものを、全学的に議論していくことが必要である。

本学の入試問題の作成体制が機密性の確保に偏っていたことは指摘したとおりである。かつて、入試問題漏洩事件の被害にあった経験もある大阪大学にとっては、機密性の確保が重要な要請であったことは間違いない。しかし今回の事案が突き付けたことは、多面的視点を導入することの必要性であり、本報告書はこれに応えるものである。

今後、大阪大学は再発防止のために教員対象の FD (Faculty Development)、職員対象の SD (Staff Development) などを通じて、この事案の概要と教訓を風化させることなく継承していく。

(参 考)

(大阪大学入試における再発防止策の策定・実施の枠組み)

○ 大阪大学入試に係る事案検証委員会

問題となった出題及び採点誤りに関し、その事案の検証作業を行い、年度内をめぐりに報告書をまとめる。

○ 大阪大学入試に係る問題再発防止対策検討委員会

問題作成、試験実施、試験終了後の各段階における点検体制の検証、他大学等の事例の調査などを踏まえ、改善に必要な対策を策定し、実行可能なものから速やかに実行する。

○ 入試委員会出題検証小委員会

試験終了から合格者判定までの間に問題及び解答を改めて点検するとともに、外部等から出題に関する問題点・疑義の指摘等があった場合、速やかに情報を共有・集約し迅速に検証を実施する。その検証にあたっては、科目ごとに当該科目の問題作成委員以外の者を加えた多様なメンバーで多角的に行う。

(再発防止策における各委員の役割について)

○ 試験問題作成アドバイザー

前年度の問題作成・校正委員など、入試問題の作成経験を有する教員。入試委員会の下で、入試問題の作成にあたって各科目の問題作成・校正委員に問題作成上の引継ぎ及び助言等を行う。問題作成には関わらない。

○ 問題作成・校正委員

入試委員会の下で、試験問題の作成及び校正を行う。答案採点委員を兼務する。

○ 査読委員

入試委員会の下で、①(第一次)問題作成・校正委員が作成した試験問題について、問題作成初校段階に、問題に不適切な点がないか等の検討を行う。また、②(第二次)試験当日の試験開始1時間程度前から試験問題を実際に解くことによる再点検を行う。問題の作成に関わらない者が担当し、①と②は原則として異なる者を指名する。一部の委員は答案採点委員を兼務する。

試験問題に疑義等が生じた場合は、入試委員会委員長の下で、問題作成・校正委員と協議を行う。

○ 答案採点委員

入試委員会の下で、試験問題の採点を行う。

(入試に係る問題再発防止対策検討委員会における審議の経過)

第1回	H30.01.18	事案の確認、審議の当たったポイントの確認
第2回	H30.01.31	現状の把握・分析
第3回	H30.02.16	現状の把握・分析、報告書構成の検討
第4回	H30.02.21	報告書構成の検討
第5回	H30.03.7	報告書案の検討
第6回	H30.03.22	報告書の決定

(入試に係る問題再発防止対策検討委員会委員名簿)

平成30年1月15日現在

職 名	氏 名	備 考
入試担当理事	小 林 傳 司	第1号委員
入試委員会副委員長	豊 田 岐 聡	第2号委員
文学部長	金 水 敏	第3号委員
理学部長	田 島 節 子	第3号委員
薬学部長	堤 康 央	第3号委員
言語文化研究科長	木 村 茂 雄	第3号委員
教育オフィス員	進 藤 修 一	第3号委員
教育オフィス員	中 澤 康 浩	第3号委員
教育オフィス員	川 嶋 太 津 夫	第3号委員
教育・学生支援部長	池 田 三 喜 男	第3号委員

(大阪大学入試に係る問題再発防止対策検討委員会設置要項)

(設置)

第1条 大阪大学に、大阪大学入試問題緊急対策本部設置要項第5条第2項に基づき、入試に係る問題再発防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、平成29年度大阪大学一般入試（前期日程）等の理科（物理）における出題及び採点の誤りを踏まえ、その再発防止の対策を検討する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 入試を担当する理事
- (2) 入試委員会副委員長のうちから総長が指名する者
- (3) 前2号に掲げる者以外で総長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の事務)

第5条 委員会に関する事務は、関係事務部等の協力を得て、教育・学生支援部入試課で行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年1月15日から施行する。

(以 上)